

1月11日までの協力金申請が始まりました!

愛知県が、感染防止対策協力金（12月18日～1月11日実施分）の申請を受け付けています。酒類の提供、午後9時以降の営業、感染防止ガイドライン遵守と安全・安心宣言など、前提条件を満たしたうえで営業時間の短縮を実施した業者は、1日につき4万円（最大25日で100万円）の休業協力金を受け取れます。



- ・様式第 1-2 号 申請書
- ・様式第 2-2 号 誓約書（自署）
- ・確定申告書のコピー
- ・営業許可書（証）※
- ・営業時間短縮（休業）の状況が分かる書類※
短縮・休業お知らせの貼り出しの写真など
- ※複数店舗経営者は申請する店すべての分
- ・運転免許証または健康保険証などのコピー
- ・振込先口座資料 通帳のコピー

申請に必要なものは右の表のとおりです。申請書・誓約書は印刷したものが尾北民商事務所に用意してあります。わからないことは民商にご相談ください。申込期限は2月19日（金）まで、当日消印有効です。この協力金は郵送申請のみで、電子申請はできません。書類を用意したら郵便局から簡易書留で

発送しましょう。

適切な申請書受理後、概ね1ヶ月程度で指定口座に振り込まれるとのことです。

今回申請できるのは、12月18日から1月11日までの営業短縮・休業実施分までです。1月12日からの分の申請は、2月7日終了後に可能になる予定です。

尾北民商 ニュース

**2021年
1月18日号**
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

コロナ禍での固定資産税減免は2月1日までに申請を!

新型コロナウイルス感染症の影響による事業用資産の固定資産税・都市計画税の減免の申請締切が迫っています。

この制度は、2020年2月～10月までの任意の「連続する3ヶ月間」に、前年の同期に比べて減少率が30%以上なら、事業用固定資産税・都市計画税を減免するというものです。

事業用の建物・機械の保有などで固定資産税を払っていて、昨年の上売が大きく落ちた個人・法人は申請を

検討しましょう。なお土地は制度の対象外です。

ただし、この制度の適用を受けるには、認定経営革新等支援機関等（主に付き合いのある銀行など）から、売上減少の確認印をもらった上で、2月1日（月）までに最寄りの自治体に申請しなくてはなりません。

条件を満たしていたとしても、手続き

1/22のトッピーに注目! 今年も民商なんでも相談会!

尾北民商は右の表のとおり、今年もなんでも相談会を行います。

また1月22日（金）発行の中日新聞朝刊の折込紙トッピーに広告を掲載します。

あなたの周りの悩みを抱えた業者に民商を紹介し、来場をお勧めください。

1月24日（日）	江南市民文化会館	1階和室
1月30日（土）	犬山市南部公民館	第1会議室
2月1日（月）	岩倉市ふれあいセンター	3階研修室
2月2日（火）	扶桑町総合福祉センター	研修室
2月3日（水）	大口町健康文化センター	ふれあい3

5回ともすべて、午後1時から3時の開催です。

【当面の日程】

日	曜	予定
1/18	月	
19	火	無料法律相談
20	水	
21	木	
22	金	トッピー発行
23	土	
24	日	江南 なんでも相談会
25	月	
26	火	全県事務局員会議
27	水	
28	木	
29	金	
30	土	犬山 なんでも相談会
31	日	
2/1	月	岩倉 なんでも相談会

※年末調整の源泉税納付は1月20日（水）までです!